

役員報酬等規程

学校法人 山村学園

学校法人山村学園 役員報酬等規程

第1章 役員の種類

第1条 役員は次のとおり 9名とする。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名

第2章 評議員の種類

第2条 評議員は次のとおり 9名とする。

- (1) 職員代表 3名
- (2) 卒業生代表 4名
- (3) 学識経験者 2名

第3章 役員の報酬等

第3条 この規程においては、理事の身分を待遇上次のように区分する。

- (1) 常任理事
理事の職務に専任し、常時勤務することを原則とする理事。
- (2) 兼務理事
本学園の職員で理事の職務を兼務する理事。
- (3) 非常勤理事
学園外に本務を有するか、又は常時勤務を要しない理事。

第4条 役員の報酬は、年俸とし次のとおりとする。

ただし、常任理事の報酬は、月俸として支払うことができる。

- (1) 常任理事
年額 20,000,000 円の範囲内において理事会が定める。
- (2) 非常勤理事
年額 500,000 円の範囲内において理事会が定める。

(3) 監 事

年額 500,000 円の範囲内において理事会が定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、兼務理事に対しては、本条に定める報酬は支給しない。
- 3 年俸の対象期間は、毎年4月1日から3月31日までの1年間とする。

第5条 役員の報酬は、年度の中途において新たに就任し、又は退任した場合は、新たに就任した日の属する月から年度末までの期間、又は4月から退任の日の属する月までの期間に対応する月数に応ずる月俸を支給する。

ただし、役員が月の途中で新たに就任し、又は退任となった場合の月俸は、その月の総日数から土曜及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り計算した額とする。

第6条 役員が、理事会及び評議員会、その他重要な会議に出席したときは、会議手当として日額 10,000 円と旅費交通費（実費額）を支給するものとする。

ただし、兼務理事に対しては支給しない。

第4章 評議員の手当等

第7条 評議員が、理事会及び評議員会、その他重要な会議に出席したときは、会議手当として日額 10,000 円と旅費交通費（実費額）を支給するものとする。

ただし、評議員が本学園の職員を兼ねる場合は支給しない。

附 則

この規程は、昭和59年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 元年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成11年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 9 月 11 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の改正は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 23 日から施行する。